

議案第 2 1 号

関市道路占用料徴収条例の一部改正について

関市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

関市道路占用料徴収条例（昭和 5 8 年関市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第 7 条第 2 号に掲げる設備	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 0 0 0
-------------------	----------------------	----------

別表令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料の項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に、「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に改め、同表令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設の項中「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。